

事 業 主 殿

日光労働基準協会 会長 高松 一弘

〒321-1261 日光市今市 306—2

TEL0288-21-2047 fax0288-21-4047

E-mail:ima.3062@proof.ocn.ne.jp

<http://www.n-kikyo.com/>

入会のお勧めについて

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当協会は日光労働基準監督署管内の労働基準法の適用を受ける事業または個人、法人、団体で、当協会の目的に賛同する事業場で組織されています。

協会の業務は、日光労働基準監督署が所管する労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償法などの関係諸法令の運営に協力することで、会員事業場の労働災害防止、労働者の福祉の増進を図り、管内産業の発展に寄与する事を目的に各種事業を行っています。

1. 労働法令に関する諸相談ならびに普及活動と資料の提供
2. 労働時間、休日、休暇、賃金などの労働条件、産業安全、労働衛生、労務管理の合理化に資する説明会、講習会、研修などの開催
3. 所定の申請用紙・届出用紙等の頒布
4. 国家試験を要する衛生管理者、ボイラー技士、クレーン運転士等の免許試験及び受験準備講習会の案内
5. 労働安全衛生法によるフォークリフト運転・玉掛け・その他各種作業主任者等に関する技能講習会ならびに各種特別教育等の実施案内
6. 労働安全衛生法に定める従業員の定期健康診断および有害業務に従事する従業員の特殊健康診断の実施斡旋（出張または集合健診）
7. 労働災害防止および労働衛生に関する各種資料（安全週間・労働衛生間の行事用品を含む）等の斡旋
8. 労働者災害補償保険法による労働保険事務組合業務
9. 会員の安全衛生優良事業場・永年勤続従業員等の表彰
10. 会報による労働基準行政関係情報の提供と協会の活動報告

当協会は総務部会、労務管理部会、産業安全部会、労働衛生部会で組織され、各部会では労務管理講習会や全国安全週間、全国労働衛生週間の説明会、更には労働安全衛生規則に基づく特別教育等、単一事業場では比較的实施困難と認められる事業を重点的に実行し、会員事業場へのサービスに努めております。

以上のように、企業にとって関係法の遵守を含め、健全な事業運営にお役に立てると存じます。

是非ご加入くださるようお願い申し上げます。

記

1. 会 費

会費は下記の事業場規模を基準にして、足利銀行今市支店・栃木銀行今市支店・鹿沼相互信用金庫今市支店の何れかに口座振り込みにて納入していただくことになっております。

年 会 費

労働者数 (人)	金 額 (円)
1 ~ 9	7, 0 0 0
10 ~ 19	1 0, 0 0 0
20 ~ 29	1 3, 0 0 0
30 ~ 49	1 6, 0 0 0
50 ~ 99	2 6, 0 0 0
100 ~199	3 8, 0 0 0
200 ~299	5 0, 0 0 0
300 ~499	8 0, 0 0 0
500 ~999	1 5 0, 0 0 0

2. 加入方法

添付の入会申込書により、

〒321-1261 日光市今市 306-2

日光労働基準協会 宛お届けください。

日光労働基準協会 入会申込書

日光労働基準協会の趣旨に賛同し会員となることを申込みます。

令和 年 月 日

日光労働基準協会長 殿

フ リ ガ ナ
事 業 場 名 _____

代表者役職氏名 _____ 印

事業場所在地 〒 _____

電 話 番 号 _____ - _____

F A X 番 号 _____ - _____

Mailアドレス _____

ご担当者役職氏名 _____

従業員数（注：常時使用しているパートタイム労働者、派遣労働者を含みます）

常時労働者数 _____ 人

事 業 内 容（主たる事業内容を具体的にご記入下さい）

